

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 5 号	令和7年4月25日 受理
件 名	市職員の「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」の遵守及び厚木市情報公開条例の改正を求める陳情
陳 情 者	非公表
付託委員会	総務企画常任委員会

《陳情の趣旨》

厚木市（以下「市」という。）では「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」（以下「指針」という。）が平成20年6月5日に施行され、市のサイトにも1ページを割り、市民に見やすく公開されている。しかし、市職員には指針を遵守していない事例やそれを指針の所管部署（行政総務課）の一部職員に問うても、むしろ、市民側の指摘が間違っているかのように非難されるような言われ方をされる場面が複数あった。そのため、市民・国民の憲法で保障された知る権利の行使を妨害しないよう、指針の徹底した遵守、また、さらには過去の最高裁判例に基づき、厚木市情報公開条例の改正を求めるものである。

- 1 指針は「1 趣旨」のとおり、「本市の徹底した情報公開の推進」と「市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため」のものであり、「行政文書の確実な作成と適切な保存管理について示したもの」である。そして、いうまでもなく指針は、市全職員が遵守しなければならないルールである。
- 2 項目の順序が逆になるが、まず「4 文書不存在理由の明確化」では、厚木市情報公開条例に基づく行政文書公開請求に対する市の決定通知の際、「不存在を理由とした非公開決定時の非公開決定理由については、説明責任を果たす観点から、単に「作成（取得）していない」という事実ではなく、なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない。」とされている。下

線部の“なぜ”の記述（記載）をせず、行政文書非公開決定通知書の通知がされている（別紙1）。別紙1は、過去の前行政文書非公開決定通知書に対し、“なぜ作成（取得）していないのか”に関する行政文書の公開を求めたものであるが、ここでも、“なぜ”は記述されていない。本件に関し、市政情報コーナーにおいて対面で指針をスマートフォンで確認しながら、当該行政文書担当部署役職者や指針の所管部署であり行政文書の公開・非公開決定通知書の内容を審査・チェックする部署でもある行政総務課役職者にも上記旨を問うたがすでに非公開決定が出ていることを理由としてや、そもそも指針にのっとっているのかどうかすら明確な回答はなかった。このことについては、陳情者は「決定通知を出してしまえば、市民から審査請求さえされなければ、文句を言わない」と考えていると感じ、指針があるのにもかかわらず指針の要件を満たした決定通知を出すという義務をないがしろにできることになる。また、後日に電話にて同役職者に同様の質問をした際は、「なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない。」の“しなければならない”は“必ず”という意味ではなく“できるだけ”や“必要であれば”という意味を含んでいる旨の説明を受けた。しかしながら、「しなければならない」は「努めなければならない」という努力義務ではなく、法令用語としても一般的な用語としても、明らかに義務を課す言葉である。

また、「4 文書不存在理由の明確化」には、「説明責任を果たす観点から」という前提が入っており「作成（取得）していない」という事実のみでは、説明責任を果たすとは言えず、当然に“なぜ作成（取得）していないのか”を記述（記載）しなければならない。

- 3 「3 行政文書の作成及び保存管理」では「（1）意思形成過程文書を確実に作成すること。」となっている。具体的には、「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」とされている。特に陳情者の行政文書公開請求に対する行政文書一部公開決定通知書（別紙2）において公開された文書（個人名が記載されているため省略）は、決裁の結果と決裁に対する伺い文（両面印刷1枚）のみであった。しかしながら、同決裁文書によると起案日から決裁日まで15日間あり、起案・確認・承認・合議・決裁まで、各部署の13名の職員が関わっており、その間に誰一人として、出席はおろか、意思形成過程に係る打合せや会議等がなかったのかという疑問に至る。この件について、上記2と市政情報コーナーにて、同席した指針所管部署担当者に尋ねたところ、例えば、決裁者1名と各部署の役職者である合議者は、どこかで集まって、会議のようなことをしていたとのことであった。「合議」であるゆえ、集まるか、または持ち回りでなければ、合議とは言えないのは明

らかであり、それこそがまさに「意思決定に至る過程」であるが、同担当者は、なぜ会議録等を作成していないのかについては、無言を通し、何ら回答をしなかった。「3 (1)」には、特に留意点として、「ウ 複数の部にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議録等」とある。この決裁者と合議者は各部署から集まったのであり“複数の部にまたがった連絡調整”であることは明白であり、会議録等を作成するルールとなっている。

また、別紙2の行政文書公開請求の内容は、市側から示された「聞き取りの範囲（在職職員）の具体的な説明や退職職員への聞き取りはなされなかった」ことに対し、どういう経緯、意思形成過程により、聞き取り範囲が決定されたのかについての行政文書であった。聞き取りの範囲をどのように決定したかを全くの会議や打合せ等なく、意思決定されることはあり得ない。よって、会議録等が指針に基づき作成されていないと考えられる。

- 4 行政文書の情報公開を求めることは、表現の自由の一内容として日本国憲法で保障された「知る権利」であり、それに基づく国の情報公開法制、そして、厚木市情報公開条例がある。同条例第1条では「地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに（以下略）」とある。“市政について市民に説明する責務が全うされるようにする”とあり、本件の情報公開請求に関していえば、厚木市中央図書館の地下トイレに貼付してあった貼付物に関し、器物損壊等の刑事事件・民事事件ともなり得る内容であったが、どのような経緯、事例・事象があり、貼付することになったのか、また貼付内容は明らかに予算執行を伴うものであり、貼付後、どういう経過（貼付による効果はあったのか、どのような検証をしたのか）を知り、市に説明を求めるための行政文書公開請求である。

指針では、「1 趣旨」において「行政文書の確実な作成と適切な保存管理」であり、具体的に、上記3のとおり「意思形成過程文書を確実に作成すること」の義務を市職員に課している。つまり、意思形成過程文書等を作成していることが原則であり、それらを作成・取得していないことは例外である。例外であるため、文書不存在理由の明確化として、“なぜ作成（取得）していないのか”の記述（記載）を求めている。これに対し、指針の所管部署や国民全体の奉仕者である公務員たる役職者が、この指針を遵守せず、市民・国民の知る権利の行使を妨害することは、あり得ない。

- 5 厚木市情報公開条例（以下「厚木市条例」という。）第11条第2項では「実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を保有していないと

きを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。さらに、厚木市条例第14条では「実施機関は、第11条各項の規定により、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。」とされ、非公開決定通知の場合には理由を付記しなければならないと規定されている。

この各条文に関連し、公開文書開示請求事件（最高裁一小／平成4年12月10日）判決において、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示している。同判例は、東京都に対する行政訴訟であるため、上記“本条例”とは、「東京都公文書の開示等に関する条例」（以下「東京都条例」という。）であるが、他県である千葉県情報公開審査会の答申（第352号／平成23年12月15日付）（別紙3）でも引用されており、東京都のみで適用される判例ではないと言える。

具体的には、同答申では、理由付記に関し（答申「第4 審査会の判断 4 理由付記について」の箇所）、【（1）ところで、本件決定1（陳情者注：同審査会で審査の対象となった千葉県の行政文書不開示決定）において実施機関は、不開示（不存在）決定の理由について「開示請求に係る行政文書を保有していないため。」とのみ記載する。】【（2）】で同判例を引用した判断を示し、【（3）実施機関が、本件決定1に係る行政文書不開示決定通知書に記した、単に不存在である旨だけの記載は、行政文書が不存在である根拠として、最小限、類型的に、情報公開請求に係る行政文書は作成されていないのか、作成されたがその後破棄されたのかなどを具体的に付記しなければ、条例（陳情者注：千葉県情報公開条例（以下「千葉県条例」という。））12条第3項の定める理由付記の要件を満たさないというべきである。】【（4）よって、本件決定1は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。】と千葉県情報公開審査会が判断している。

よって、厚木市条例でも同判決を引用できるものであると言える。東京都条例においては同判決を反映し改正したと思われる、現在施行されている東京都条例第13条において、「（省略）この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と具体的に規定されているが、東京都条例の同判決に係る行政訴訟当時（改正前）の条文、千葉県条

例第12条第2項及び第3項、並びに厚木市条例の各条文も同様の条文となっており、同判例は、千葉県情報公開審査会の同答申と併せて考慮しても、厚木市条例にも適用し得る。

指針の「4 文書不存在理由の明確化」では、「不存在を理由とした非公開決定時の非公開決定理由については、説明責任を果たす観点から、単に「作成（取得）していない」という事実ではなく、なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない。」とされている。これは、同判決の「非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」の趣旨にも一致する。ゆえに、上記の厚木市条例第11条第2項における「公開請求に係る行政文書を保有していないとき」が、同判例における“非開示の根拠規定”であり、本件に係る行政文書非公開通知書は、まさにこの“単に非開示の根拠規定を示すだけであり理由付記としては十分ではない”と結論づく。

よって、過去に東京都が最高裁判例を反映し条例改正をしたのに倣い、厚木市でも、行政文書を非公開（非開示）とした場合には、「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」との内容で、とりわけ、文書不存在による非公開決定の場合には、理解され得るその根拠や“なぜ”を決定通知書に記載するよう厚木市情報公開条例を改正し、より市民の知る権利に応えるべきである。

よって、市全職員の指針の遵守履行と、所管部署の指針に対する審査・チェック体制の在り方、教育、そして、厚木市情報公開条例を過去の最高裁判例を反映し、東京都に倣い、国民・市民の知る権利に応え、改正することを求め、陳情する。

《陳情の項目》

- 1 市全職員に対し、国民全体の奉仕者として、憲法の保障する知る権利の行使に対する理解徹底や市政の情報公開・説明責任に対する理解・遵守の徹底、教育
- 2 指針にのっとり、適切に行政文書を確実に作成し、保存管理を徹底していく理解や教育、実効性のある体制づくりの構築
- 3 上記1、2の状況や理解の調査の結果の公表

- 4 所管部署（行政総務課）の指針に対する審査・チェック体制の在り方の調査、知る権利の行使を妨害しない体制の形成
- 5 行政文書情報公開請求やそれに対する決定通知書に関し、所管部署によるチェックだけではなく、審議会など第三者の目で決定通知書が指針要件を満たしている等（本件で言えば、文書不存在理由として「なぜ作成（取得）していないのか」が明確になっているか）をチェックする体制の設置。指針要件を満たしていない場合には、決定通知書を請求者に通知させない等の措置・ルール の制定。また請求者に条例や指針にのっとっていることを説明し、要件を満たしていない決定通知書の受領を拒否し、差し戻すルール の制定。
- 6 行政文書公開請求に合わせ、保有個人情報開示請求やさらには審査請求に至るまで、政府のe-Gov電子申請のようにオンラインで請求から電子納付、公開までシームレスな行政づくりの構築
- 7 指針に遵守を徹底し、意思形成過程文書等の行政文書をしっかり作成していく体制の構築
- 8 過去の最高裁判例を基に東京都に倣い、厚木市情報公開条例の改正をする。

第4号様式（厚木市情報公開条例施行規則第3条関係）

行政文書非公開決定通知書	
令和7年4月7日	
様	
厚木市長 山口 貴 裕	
令和7年3月23日に請求のありました行政文書の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、厚木市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。	
公開請求に係る行政文書の件名	2)「令和6年1月25日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「該当するような行政文書を取得及び作成していないため存在しません」となっているが、「なぜ作成（取得）していないのかを記述した」行政文書。
公開しない理由	文書不存在 請求対象文書は、作成及び取得をしていないため。
担 当	健康こどもみらい部青少年課青少年施設係 電話番号 046-225-2581

- 備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に厚木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に厚木市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 3 号様式 (厚木市情報公開条例施行規則第 3 条関係)

行政文書一部公開決定通知書		
令和 7 年 4 月 7 日		
様		
厚木市長 山 口 貴 裕		
令和 7 年 3 月 23 日に請求のありました行政文書の公開については、次のとおり一部を公開することと決定しましたので、厚木市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。		
公開請求に係る行政文書の件名	1) 「令和 7 年 3 月 4 日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「その存在を確認することができなかった」ことに至った過程（会議録、意思決定形成過程、決済等）を記録したあらゆる行政文書。また、在職職員の範囲（委託会社や警備会社等を含んでいるのか）や退職職員への可能な限りの開き取りが実施しない意思決定に至ったことが明確に分かる過程（上と同じ）を記録した行政文書。	
公開の実施方法	1 閲 覧 2 写しの交付 3 視 聴	
公開の日時及び場所	令和 7 年 4 月 9 日 午後 1 時から 1 時 30 分までの間に、 <u>市政情報コーナー</u> にお越しください。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない	部分	行政文書公開請求を行った者の氏名、住所、電話番号
	理由	厚木市情報公開条例第 7 条第 1 号該当 特定の個人を識別できる情報であるため
担 当		健康こどもみらい部青少年課青少年施設係 電話番号 046-225-2581

- 備考 1 行政文書の公開を受けるときには、この通知書を提示してください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に厚木市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

答 申 第 3 5 2 号
平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委 員 長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 1 月 2 5 日付け安整第 1 3 7 7 号一 1 による下記の諮問について、次の とおり
答申します。

記

諮問第 4 4 6 号

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日付け安整第
9 4 5 号及び平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日付け安整第 1 1 1 2 号で行った 行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

諮問第 4 4 6 号

答 申

第 1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成 22 年 10 月 20 日付け安整第 945 号で通知
した行政文書不開示決定を取り消すべきである。
実施機関のその余の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成 22 年 10 月 20 日付け安整第 945 号で通知した行政文書不開示決
定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 22 年 11 月 19 日付け安整第 1112 号で通知した行
政文書不開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 と併せ「本件決定」という。）を
取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1） 収受印について

- ア 収受印は平成 19 年 4 月に変更になったものである。
- イ 平成 18 年度以前に収受印が存在しないのに、保存期間が経過したことから平成 17 年度以
前に対象文書が存在していたが保有していないとしている。
- ウ 平成 18 年度以前に存在していた証拠はない。
- （2） 平成 19 年度に収受印が購入されていたのだから、当然存在しなければならない支出伝票
がないなら、単に「廃棄した」との理由でなければならない。
- （3） 勝山小学校の耐震偽装と建築確認申請書類の改ざんの隠べいが明らかになっても隠べい
をし続けるのは許されない。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成 22 年 9 月 21 日付けで「H19. 4 月の収受印の支出負
担行為支出伝票（添付書類含む。）」の行政文書開示請求（以下「本件請求 1」という。）を、
平成 22 年 10 月 22 日付けで「別添安房地域整備センター収受印の支出負担行為支出伝票
（H19. 4 月に建築宅地課で押印された書類に使用されたものが対象）」の行政文書開示請求（以
下「本件請求 2」といい、本件請求 1 と併せ「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求 2 には、「安房郡鋸南町立勝山小学校に係る平成 19 年 10 月 1 日付け仮預か
り審査願書」が添付されていた。

2 本件決定について

本件請求に対し実施機関は、平成 19 年 4 月に安房地域整備センター建築宅地課で押印した
収受印の支出負担行為支出伝票を本件請求に係る対象文書と特定（開示請求時における異議申
立人とのやりとりを通じ確認済み。）した。

そして、平成 19 年 4 月に起票した需用費に係る支出負担行為支出伝票及び平成 18 年度の需

費用に係る支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊を検索したが対象文書は存在せず、また、平成 17 年度以前の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は、保存期間経過のため廃棄済みであった。

以上のことから、実施機関は本件決定を行ったものである。

第 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに事務局職員による実施機関の事務所の現地調査結果をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求の内容及び本件決定について

本件請求の内容及び本件決定については、実施機関の説明のとおりである。これに対し異議申立人は、平成 22 年 12 月 17 日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件請求に係る対象文書の特定について

本件請求に係る対象文書は、本件請求に係る開示請求書及び実施機関が提出した本件請求 1 に係る開示請求時の開示請求者との対応メモの内容から、平成 19 年 4 月当時、安房地域整備センターで使用されていた収受印のうち、円形の印影の上段に安房地域整備センター、中段に年月日、そして下段に収受と押印される収受印（以下「本件収受印」という。）に係る支出負担行為支出伝票（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

なお、収受印を購入する際の予算の支出科目は需用費とのことである。

3 本件対象文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を廃棄した旨主張するので以下のとおり検討する。

(1) 行政文書の保存期間について

本件請求のあった平成 22 年度当時の千葉県行政文書管理規則（平成 13 年千葉県規則第 30 号）第 10 条及び別表により支出負担行為支出伝票の保存期間は 3 年と定められていた。

(2) 行政文書の廃棄について

千葉県行政文書規程（昭和 61 年千葉県訓令第 13 号。以下「訓令」という。）第 48 条第 3 項は、行政文書を廃棄したときは当該行政文書を廃棄した旨の記録を行うものとして規定し、当該記録は平成 17 年 4 月 25 日付け政令第 37 号総務部長通知により 10 年間保存することとされている。

(3) 安房地域整備センター（現安房土木事務所）の現地調査について

ア 事務局の職員をして、実施機関の事務所に保存される簿冊類を確認させたところ、平成 17 年度以前の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は存在せず、また、存在する平成 18 年度以降の需用費に係る支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊に本件対象文書は存在しなかった。

イ 本来保存されていなければならない行政文書廃棄記録について、需用費に係る支出負担行為支出伝票の廃棄記録が存在していなかった

ウ 本件収受印の最も古い印影は、平成 18 年 3 月 31 日付け館都第 1150 号「館山都市計画審議会の開催について（通知）」に押印された、平成 18 年 4 月 4 日のものであった。

(4) 本件対象文書の作成年月について

上記のとおり本件収受印は、少なくとも平成 18 年度当初には存在していたことから、本件対象文書は、平成 18 年 3 月以前に作成された可能性が高いものと認められた。

(5) 本件対象文書の不存在について

前記(4)のとおり、本件対象文書は、平成 18 年 3 月以前に作成された可能性が高いものと認められ、そして(1)のとおり、支出負担行為支出伝票の保存期間は 3 年であり、また(3)アのとおり、平成 18 年 3 月以前（平成 17 年度以前）の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は存在していない。

このことから、実施機関の主張するとおり、本件対象文書は保存期間経過により廃棄されたであろうことは推測可能である。

しかし、実施機関により廃棄記録が作成及び保存されていないことから、不存在の理由が、保存期間経過による廃棄によるものかどうか当審査会は判断することはできない。

4 理由付記について

(1) ところで、本件決定 1 において実施機関は、不開示（不存在）決定の理由について「開示請求に係る行政文書を保有していないため。」とのみ記載する。

(2) 千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号。以下「条例」という。）第 12 条第 3 項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」と規定する。

理由付記について最高裁判所第一小法廷（平成 4 年 12 月 10 日）は、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例 9 条各号所定の非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例 7 条 4 項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示するものである。

なお、最高裁判例で「本条例」とされている東京都公文書の開示等に関する条例（昭和 59 年東京都条例第 109 号）第 9 条は、条例第 8 条に相当する条文である。

(3) 実施機関が、本件決定 1 に係る行政文書不開示決定通知書に記した、単に不存在である旨だけの記載は、行政文書が存在しない根拠として、最小限、典型的に、情報公開請求に係る行政文書は作成されていないのか、作成されたがその後破棄されたのかなどを具体的に付記しなければ、条例 12 条第 3 項の定める理由付記の要件を満たさないといふべきである。

(4) よって、本件決定 1 は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

5 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

理由付記に不備があるから、本件決定 1 を取り消すべきである。

7 附言

事務局職員による現地調査によると、行政文書の廃棄記録が適切に作成されていないとのことであった。

そもそもこのこと自体訓令違反であり、厳に反省すべきものであるが、本件のような行政文書の存在が争われる事案では廃棄記録の存在それ自身が実施機関の事務処理の適切さを証明する唯一の証拠となり得るものである。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、早急に再発防止のための方策を確立することを、強く要望する。